

社会福祉法人 みきの家 定款

第一章 総 則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (1) 保育園の経営
- (2) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (3) 一時預かり事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人みきの家という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を東京都昭島市玉川町5丁目15番26号に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうちに1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第六条 役員任期は二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員を選任等)

第七条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第八条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び昭島市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

ア 東京都昭島市玉川町5丁目873番1所在の保育所わかくさ保育園敷地
一筆 (1004.52平方メートル)

イ 東京都昭島市玉川町5丁目873番26所在の保育所わかくさ保育園敷地
一筆 (432.11平方メートル)

(2) 建物

ア 東京都昭島市玉川町5丁目873番1、同所同番地26所在
鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺・地下1階付3階建
保育所わかくさ保育園園舎 一棟 (延1232.44平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、昭島市長の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、昭島市長の承認は必要としない。

(資産の管理)

第一五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実

な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第一六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第一七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

第一八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第一九条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二〇条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第四章 解散及び合併

(解散)

第二二条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二三条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事

総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、昭島市長の認可を受けなければならない。

第五章 定款の変更

(定款の変更)

第二五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、昭島市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を昭島市長に届け出なければならない。

第六章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二六条 この法人の公告は、社会福祉法人みきの家の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第二七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅延なく、この定款にもとづき、役員を選任を行うものとする。

理事長	田	村	利	一
理事	西	川	昌	宏
理事	中	野	茂	一
理事	三	村	侑	弘
理事	西	川		澄
監事	吉	池	隆	雄

社会福祉法人和の会定款細則

第1章 総 則

(根 拠)

第1条 この社会福祉法人和の会定款細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人和の会定款（以下「定款」という。）第27条の規定により法人の業務執行について細則を定めたものである。

(目 的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる保育所の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項並びに理事長及び施設長の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本意に立ち民主的かつ公正な運営を行うものとする。

(業務の決定と職務権限)

第4条 定款第9条の規定による理事会の決定事項については、別表1のとおりとする。
2、理事長の決定事項及び施設長の職務権限については、別表2のとおりとする。

(理事の意思表示)

第5条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第9条第6項の規定による意思の表示を別紙1の様式により行うものとする。

(職務の代理)

第6条 定款第10条の規定による理事長に事故あるときは、別に規定がある場合を除き下記の順序により順次理事長の職務を代行する。

順 位 職務代理者

第1位順位 施設長にある理事

第2位順位 あらかじめ理事会の承認を得た理事

第2章 役 員 会

(理事会の招集)

第7条 理事長は、理事会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも10日前までに、開催の日時、場所及び付議事項を各理事及び監事に通知しなければならない。

ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(資料の提出)

第8条 理事長は、理事会において議事の審議に必要な資料等を整備作成し、当日までにこれを提出するものとする。

(議事録等)

第9条 理事会の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名及び出席人員(定数)
- (4) 議案
- (5) 議案に対する審議及び質疑応答の内容
- (6) 議案に関する表決の結果
- (7) 署名年月日
- (8) 議事録署名人の署名
- (9) その他必要と認めた事項

2、作成した議事録は、理事長が常に閲覧できるよう保管するものとする。

第3章 監 事

(理事会等への参加)

第10条 監事は、理事会に出席し、発言することができる。

ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第11条 定款第11条の規定に基づく監事の監査実施計画及び実施要領の細則については、両監事が協議の上決定するものとする。

なお、業務関係の監査に当たっては、理事会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、あわせて経理諸帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2、前項に基づき実施した監査の結果については、これを次の理事会に報告しなければならない。

第4章 雑 則

(審議を必要とする規則)

第12条 細則第4条の規定により理事会において審議を必要とする規則は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款細則
- (2) 経理規程
- (3) 就業規則及び給与規程
- (4) その他理事会が必要と認める規程

(事業計画及び予算執行の特例)

第13条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会にその状況を報告しなければならない。

(旅費等)

第14条 役員の旅費等については、別に定める。

附 則

- 1、この細則は、平成14年12月7日から施行する。
- 2、平成16年4月1日一部改正（第14条新設）

